川崎町農業委員会 2月総会議事録

期 日 平成30年2月9日(金)

場 所 川崎町役場2階入札室

平成30年2月9日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場2階入札室に招集する。

- 1、総会事務局開会宣言 午後 1 時 30分
- 2、出席委員(12人)

1番	土田	大作	2番	高山 富昭	3番	田所	義信
4番	中村	明	5番	西山 一郎	6番	政時	修
7番	松江	英幸	8番	大内田峰夫	9番	谷	照明
10番	原	健治			12番	横田	裕子
13番	山下	理江					

3、欠席委員(1人)

11番 原口 友博

農地利用最適化推進委員

	木下 重光	松崎正臣
中島隆		

- 4、本会事務局 事務局長:重藤 敬二、 係長:林 勇
- 5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第 番 委員 第 番 委員

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)

議案第2号 特例事業(農地売買等事業)による農地の売買について(1件)

報告第1号 農地法第18条6項の規定による届け出について(合意解約)

その他

事務局

定刻になりましたので、平成30年2月の農業委員会総会を始めたいと思います。本日は13名中、12名の出席であり、定足数に達していますので、総会は成立しています。

それでは、議事を行いたいと思います。議長は会議規則第4条の 規定により会長にお願いし議事進行いたしたいと思います。 それでは、議長お願いします。

議 長 (挨拶)

それでは、日程第 1 の議事録署名委員の決定について議題といた します。

議事録署名委員は、●●番委員、●●番委員にお願いいたします。 議事に入る前に●●委員が議案第1号の1の当事者でありますので、審議に参加することが出来ませんので、一時退席をお願いします。

それでは、議案第1号の1、農地法第3条の規定による許可申請 について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案

議案第1号の1について、説明いたします。こちらのミスで1号の1と1号の2の順番が入れ替わっています。また、●●氏の住所番地が違っております。●●に訂正をお願いいたします。すみません

では、5ページをお願します。この申請は第3条の売買による所有権移転です。譲受人住所、川崎町大字●●氏名、●●年齢、● 歳、農業、譲渡人住所、川崎町大字●●、氏名、●●、年齢、●●歳、土地の所在、大字●●、地目、●●、地積、●●㎡、申請理由、農用地拡大のため。6ページに位置図、7ページに字図、8ページに航空写真を付けています。現地は、●●番農業委員と●●推進委員で確認していただきました。以上です。

議長

事務局の説明が終わりましたので、現地を確認しました、●●推 進委員より補足説明をお願いいたします。

(●●推進委員)

●● 委員

2月5日9時から●●番委員と私と事務局で、現地確認しました。 地目は田になっていますが、現況は畑のようでした。草刈りをし て管理はしていました。雪が積もっていたので細かい所は見えま せんでしたが、畑として現在やっていますし特に問題ないと思い ます。以上です。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ただ今の事務局説明について、質疑のある方は挙手を願います。 (なし)

議長

それでは、お諮りします。議案第1号の1について、原案通り賛成の方は挙手をお願します。

賛成多数ですので、議案第1号の1は原案通り承認といたします。 離席しております●●番委員の審議への参加を許可したいと思 います。 それでは、議案第1号2 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号の2について、説明いたします。

1ページをお願します。この申請は第3条の売買による所有権移転です。譲受人住所、川崎町大字●●氏名、●●年齢、●●歳、農業、譲渡人住所、●● 氏名、●●、年齢、●●歳、土地の所在、大字●●、地目、●● 地積、●●㎡、申請理由、農用地拡大のため。2ページに位置図、3ページに字図、4ページに航空写真を付けています。現地は、●●番農業委員と●●推進委員で確認していただきました。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、現地を確認しました、松崎推進委員より補足説明をお願いいたします。

(●●委員)

- ●● 委員 2月5日月曜日、●●委員と現地確認しました。現況田んぼです。 譲受人の●●さんは、以前から小作として作っていたと言うこと です。売りたい、買いたいと言うことで申請通り宜しいかと思い ます。
- 議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ただ今の事務局説明について、質疑のある方は挙手を願います。 (なし)
- 議 長 それでは、お諮りします。議案第1号の2について、原案通り賛 成の方は挙手をお願します。

賛成多数ですので、議案第1号の2は原案通り承認といたします. それでは、議案第2号 特例事業による農地の売買について,事 務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第2号,特例事業農地売買等事業について、説明いたします。 9ページをお願します。この事業は、中間管理機構との売買よる 所有権移転の照会です。譲受人住所、●●氏名、●●,譲渡人住 所、川崎町大字●●,氏名、●●、年齢、●●歳、土地の所在、 大字●●、●●㎡、字●●,●●㎡,申請理由、中間管理機構を 通じた売買のため。10ページに位置図、11ページに字図、12ページに航空写真を付けています。現地は、●●番農業委員と ●●推進委員で確認していただきました。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、現地を確認しました、●●推 進委員より補足説明をお願いいたします。

(●●委員)

●● 委員

2月5日現地確認しました。ここは、東田原と中田原を結ぶ農道のところで踏切があるところの道路を挟んだ両向かいの農地でした。田んぼについては、昨年も耕作している状態でした。推進機構に売買しますが、その後購入者も決まっている形ですし、小さい田の方だけの売買は厳しい場所であると思いましたがセットで売買すると言うことで特に問題ないと思います。以上です。ありがとうございました。これより質疑に入ります。

議長

ただ今の事務局説明について、質疑のある方は挙手を願います。 (なし)

議長

それでは、お諮りします。議案第2号について、原案通り賛成の 方は挙手をお願します。

対のですので、議案第2号は原案通り承認といたします。

事務局

続きまして、報告第1号について、事務局の説明をお願いします。 それでは、報告第1号、利用権の合意解約について説明いたします。13ページをお願いします。この解約は、議案第2号にあります契約を行うための利用権の解約です。賃貸人住所、川崎町大字●●、氏名、●●、賃借人住所、川崎町大字●●番地の●●、●●、解約する土地の所在、大字●●、地籍●●㎡、大字●●■、地籍●●㎡、申請理由、中間管理機構を通じての売買のため。 以上です。

議長

ありがとうございました。ただ今事務局の説明がありましたので、 合意解約について、質疑のある方は挙手を願います。 (なし)

報告第1号を終わります。

続きまして、その他ですが、何かありますか?

事務局

皆さまいろいろアンケート調査のご協力ありがとうございました。現在のアンケート回収結果を報告させていただきます。3分の2を超えると思います。通知を出しましたのが、285通、今日時点で184通です。まだ回収できるようであれば次回にでもお願いします。回収される際、死亡されている方がいる場合あて先不明で戻って来た分があります。そう言った分を回収していただくとき地元の方であれば後継ぎや管理人がわかっていると思いますので、わかる範囲以内で来年はその方宛てではなくこの人に出したらいいですと書いていただくと事務局も助かります。これからもよろしくお願いします。

議 長 外にありませんか。

(●●番委員)

●●番委員

先日中間管理機構の説明を聞かれたと思いますが、今後どの

様に農業委員会がしていくか聞きたいです。農業委員会の中で 基盤整備をしたい地区があればそれを活用して行ってもいいと 思います。今から後継者を募るためにはある程度田んぼを広く しないと後継者が続か無いと思います。出来れば狭い田んぼあ たりを中間管理機構を使ってでもして行けばいいと思います。 そこを皆さんどの様に考えているかどうして行くか。

事務局

●●委員からの意見がありましたが、そう言ったことも農業委 員会でこれから先話し合っていって結果に持ち込めればと思っ ています。ただ私が農業やめた長いのですが、若手の方にお聞 きしてどう行ったところが農業の魅力なのか、どうして農業を やっているのか、お聞きしていけば後継者対策の一環になるか もわかりませんので、次の総会でもいいのでそう言った若手が 魅力を感じる農業はどう言ったところがあるのかそれをお聞か せ願えたらと思っています。

●●番委員

中間管理機構を使えば町もお金の負担をしなければいけないの で、負担をしてもらえるか農業委員会から議会に申し込みして もらいたい。

事務局

予算化については、農政の方と思います。農業委員会の予算に は入っていないと思いますので、今日も認定農業者の会議等が あります。その中で意見を出していただいて、中間管理機構の 利点を中で話し合ってもらって予算化をしてもらう。そう言っ たことをやられたらどうかと思います。農業委員会からも中間 管理機構を利用すると言うことで農業委員会も関係ない訳では ありませんのでそう行った話も農政とやって行きたいと思いま す。

●●番委員

負担金としては、国が62.5%、県が30%、町が7.5% の負担金がいります。先日議会議長に聞いたら農業委員会の会 長宛てで会長から議会に提出すれば議題として上げると言って ました。もしもするときに町が負担するかと言うことを議会で 決めてもらっておけば、中間管理機構を使ってするときはしや すいと思います。中間管理機構を使って出来ない市町村もあり ます。川崎の場合は、してくれるかどうかを議会にかけてみた らいいと思います。そうすれば農家の負担が何もない訳です

●●番委員

何処の基盤整備をするか。どのくらい費用がかかるとか出さな いといくら申請してもだめではないですか。

●●番委員

予算じゃなくして今後農業委員の役員が主になって中間管理機 構を使って行う場合は、町が負担金をしてくれるのか。町がし ますとなればその人立ちもしやすいと思う。

•	番妻	員	するためには町がどのくらいの予算を組みこんでいいものかもわからないと無理と思います。
議		長	町としては、説明の中では事業計画をしないことには金額の出
事	務	局	しようが無いと思います。 ここは農業委員会なので要望は出来ますが、するしないはこち
			らの判断では出来ないです。農政が挙げるべきです。条例化しないと会場会は出来ないです。そう言ったものは農政課で条例
			ないと負担金は出来ないです。そう言ったものは農政課で条例化してもらうとかになるので、ここで結論は出ないです。
議		長	議案を出してもらいそれから審議したいと思います。
			本日の議題はすべて終了いたしました。
			次回の総会は、3月9日(金曜)13時30分より総会を開催
			します。
			これで、平成30年2月農業委員会総会を閉会いたします。皆
			様、いろいろご協力ありがとうございました。

閉会 午後2時15分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

●●番委員
●●番委員
議長